

入居者生活支援制度規程

（目的）

第1条 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）の定款第5条に基づき、入居者生活支援制度事業（以下「本制度」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

（適用対象）

第2条 本制度の適用対象者は、正会員が運営する本協会登録ホームの入居者とする。

（発動条件等）

第3条 正会員に倒産又は天災等の事態が発生し、本協会登録ホームにおける各種のサービス提供が著しく困難な状況となり、入居者の日常生活に重大な支障をきたした場合に、入居者の生活について必要最低限の支援を行う。

（発動の決定）

第4条 理事会は、事実関係の調査、本制度の発動の可否、支援内容等に関する事項を決定する。

（調査の実施）

第5条 支援が必要な状態の調査は、入居者又は職員等による申告、もしくは本協会が得た情報等に基づき、理事会が必要と判断した上で実施するものとする。

2 調査を実施する場合は、必要に応じて中央及び地方の行政機関等と緊密に連携するものとする。

（支援の決定・開始）

第6条 理事会は、前条の調査結果等を踏まえ、支援の可否を決定する。この決定に当たっては、入居者に対する食事及び介護サービスの提供状況等を重視するものとする。

2 理事会が支援を決定した場合、具体的な支援計画に基づき速やかに支援を開始する。

（支援方法等）

第7条 具体的支援方法は、支援開始時点における資金規模の範囲内において、個別の案件により、理事会決定する。

2 支援内容は、人員派遣による入居者への各種相談対応、具体的なサービスの提供、及び各種調整業務等とする。

（支援期間）

第8条 1案件当たりの支援期間は、原則として6か月間を上限とする。

（費用引当の確保）

第9条 本協会は、本制度の原資として、6,000万円を確保する。

2 本協会は、制度の発動により当該積立金を取り崩された場合は、その後の年度において、前項の積立限度額に達するまで積立てに努めるものとする。

（支援費用の返還請求）

第10条 理事会は、制度の発動により費消した支援費用について、支援を行ったホーム又は倒産等により変更された経営主体に対し、費用の返還を求めることができる。

（発動結果の報告）

第11条 理事会は、本制度の発動結果について、支援費用及び実施した具体的支援内容を、直近の総会において報告するものとする。

（緊急時の処理）

第12条 理事長は、第4条（発動の決定）、第5条（調査の実施）、第6条（支援の決定・開始）について、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで執行することができる。この場合にあっては、理事長は次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

（規程の改廃）

第13条 本規程の改廃は、理事会において行う。

（補則）

第14条 理事長は、本制度の発動にあたり、入居者及び債権者等の利害関係者に重大な影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

附則

1. 本規程は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
2. 本規程の改正は、平成30年8月2日から施行する。